

周遊・在宅並行型観光誘客促進事業周知・誘引業務 企画提案募集要領

周遊・在宅並行型観光誘客促進事業周知・誘引業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名
周遊・在宅並行型観光誘客促進事業周知・誘引業務
- 2 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- 3 委託期間
契約締結の日から令和3年12月24日まで
- 4 委託上限額
3,556,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く）

第2 参加資格

企画提案に参加できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有する者であること。
- 2 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- 3 企画提案募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者であること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 9 本業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

企画提案募集開始	令和3年3月8日（月）
質問受付期限	令和3年3月10日（水）午後5時
質問への回答	令和3年3月12日（金）
企画提案への参加申込期限	令和3年3月17日（水）午後5時
企画提案書の提出期限	令和3年3月19日（金）午後5時
企画提案書の選考	令和3年3月23日（火）
選定結果の通知	令和3年3月25日（木）【予定】
契約締結	令和3年4月1日（木）【予定】

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

受付期限	令和3年3月10日（水）午後5時
提出方法	指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。 なお、電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部振興第二班 sdsinbk2@pref.miyagi.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、令和3年3月12日（金）までに宮城県仙台地方振興事務所地方振興部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。 また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案への参加申込

提出期限	令和3年3月17日（水）午後5時
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部振興第二班 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎4階
提出書類	(1)企画提案参加申込書（様式第2号）1部 (2)宣誓書（様式第3号）1部 (3)同種・類似業務の受注実績（任意様式）1部 ① 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。 ② 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

3 企画提案書等の提出

提出期限	令和3年3月19日(金)午後5時
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	宮城県仙台地方振興事務所地方振興部振興第二班 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎4階
提出書類	(1)企画提案書(任意様式)7部 構成等については別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとすること。 (2)参考見積書(任意様式)7部 本業務に必要と見込まれる経費を全て計上し、その積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 なお、金額は「消費税及び地方消費税を含まない額」「消費税及び地方消費税の額」「消費税及び地方消費税を含む額」をすべて記載すること。

第5 業務委託候補者の選定

1 選定方法

審査は、企画提案書とプレゼンテーションの総合評価により行うものとし、各委員の評価点において、最高点を獲得した人数が最も多かったものを業務委託候補者(以下、「候補者」という。)とする。

審査の結果、最高点を獲得した人数が最も多かったものが2人以上あるときは、各委員の評価点を合計した総合点が高いものを候補者とし、また、総合点と同じ場合は、参考見積書記載の見積金額が低いものを候補者とし、さらに、見積金額が同じ場合には、くじ引きにより候補者を決定する。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は候補者とし、業務を適切に実施できないと判断した場合は、候補者とししないものとする。

おって、企画提案者がいない場合又は候補者がいない場合には、再度、企画提案者を募集する。

2 開催日

令和3年3月23日(火) ※実施時間等の詳細については、参加者に後日連絡する。

3 会場

宮城県仙台合同庁舎2階入札室(仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号)

4 プレゼンテーションに当たっての条件等

(1)当日の参加人数は、1企画提案者につき2人以内とする。

- (2) 1 企画提案者当たりの持ち時間は、25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により行うものとする。
- (3) 当日持ち込める資料は、企画提案書に記載のある物品およびプレゼンテーション用のデータファイルのみとする。
- (4) 投影機材（モニター等）の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

5 審査基準及び配点

評価項目	評価事項	配点
企画内容 (80点)	景品は、企画への参加や周遊・情報収集、さらに当選者の来訪及び消費活動を促す内容か。(品目、当選者数、相当金額等)	20
	広報は、総じて20・30歳代を中心とする若年層やファミリー層への訴求が期待できる内容か。	15
	Web 広告は、スタンプラリーの企画を周知し、参加を促す内容か。(媒体の多様性、掲出期間及び頻度等)	15
	Web 広告による効果検証を行うに当たって、十分なデータ収集・分析・報告がなされるか。	10
	紙媒体（雑誌・フリーペーパー等）は、スタンプラリーの企画を周知し、参加を促す内容か。(媒体、掲載時期等)	10
	他広報媒体に掲出するための宣伝用画像データは、スタンプラリーの企画を周知し、参加を促す内容か。(デザイン等)	5
	景品、Web 広告、チラシ、紙媒体、宣伝用画像データにかかる経費の配分は適当か。	5
実施体制 (20点)	業務を遂行するための体制が整っているか。	10
	業務の実施計画（スケジュール等）は適切か。	5
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	5
	合計	100

6 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に書面で通知するとともに、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには応じない。

第6 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受託者の決定

選考委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約が締結出来ない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受託者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。

なお、業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

3 委託金の支払い条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第7 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

- 1 「第2 応募資格」に違反した場合
- 2 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書類を提出した場合
- 3 「第5 業務委託候補者の選定」に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- 4 その他、公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

第8 企画提案に当たっての留意事項

- 1 企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- 2 提出された企画提案書は、原則として返却しない。また、提出後の差替え、変更は認めない。
- 3 提出した企画提案書を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。また、再度の企画提案は認められない。
- 4 企画提案に参加する事業者が、災害又は新型コロナウイルス感染拡大等の不可抗力により、企画提案を行うことが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

- 5 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、随時、県と協議することとする。
- 6 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。